政　令

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年八月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十一号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「、大韓民国」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から起算して二十一日を経過した日から施行する。

経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年八月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十二号

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第七項及び第三条の二十四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「一万千六百円」を「一万四千四百円」に改める。

第十二条第一号中「五千二百円」を「五千六百円」に改める。

附　則

この政令は、令和元年九月二日から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三